（職務遺族年金の決定の請求）

第二十八条　［略］

２　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　［略］

二　請求者の生年月日に関する市町村長の証明書、戸籍抄本又は法定相続情報一覧図の写し

三　［略］

四　遺族の順位を証明するに足る市町村長の証明書、戸籍謄本若しくは除籍謄本（除籍謄本である場合又は請求者が加入者であつた者と戸籍を異にする場合には、請求者と加入者又は加入者であつた者との続柄を明らかにする市町村長の証明書又は請求者の戸籍謄本を添えるものとする。以下同じ。）又は法定相続情報一覧図の写し

五～十一　［略］

３・４　［略］

（胎児の出生による職務遺族年金の額の改定の請求）

第二十八条の七　［略］

２　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　子の生年月日及びその子と受給権者との続柄を明らかにすることができる市町村長の証明書、戸籍抄本若しくは戸籍謄本又は法定相続情報一覧図の写し

二・三　［略］

３　［略］

（遺族厚生年金の請求等）

第四十四条　遺族厚生年金（事業団が支給するものに限る。）に係る請求、届出その他の行為については、厚生年金保険法施行規則第六十条から第六十八条の三まで及び第七十三条の二（同令第六十条第一項第三号ロ、同項第六号及び第十四号ロ、第三項第十号及び第十一号、第五項、第六十条の二第一項第三号ロ、第六十二条の二第三項、第六十七条の二並びに第七十三条の二第六項を除く。以下「遺族厚生年金請求等規定」という。）に定めるところによるものとする。この場合において、遺族厚生年金請求等規定中「第一号厚生年金被保険者期間」とあるのは「第四号厚生年金被保険者期間」と、「機構」とあり、及び「厚生労働大臣」とあるのは「事業団」とするほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

［略］	［略］	［略］
第六十条第三項第一号	戸籍の抄本又は法定相続情報一覧図の写し（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）	戸籍の抄本又は法定相続情報一覧図の写し
［略］	［略］	［略］

（職務遺族年金の決定の請求）

第二十八条　［同上］

２　［同上］

一　［同上］

二　請求者の生年月日に関する市町村長の証明書又は戸籍抄本

三　［同上］

四　遺族の順位を証明するに足る市町村長の証明書又は戸籍謄本若しくは除籍謄本（除籍謄本である場合又は請求者が加入者であつた者と戸籍を異にする場合には、請求者と加入者又は加入者であつた者との続柄を明らかにする市町村長の証明書又は請求者の戸籍謄本を添えるものとする。以下同じ。）

五～十一　［同上］

３・４　［同上］

（胎児の出生による職務遺族年金の額の改定の請求）

第二十八条の七　［同上］

２　［同上］

一　子の生年月日及びその子と受給権者との続柄を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍抄本若しくは戸籍謄本

二・三　［同上］

３　［同上］

（遺族厚生年金の請求等）

第四十四条　［同上］

［同上］	［同上］	［同上］
第六十条第三項第一号	戸籍の抄本（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）	戸籍の抄本
［同上］	［同上］	［同上］